

國學院大學學術情報リポジトリ

The expansion planing of Meiji Jingu Outer
Precinct in preparations for the XIIth Olympiad
Tokyo 1940

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001356

明治神宮外苑拡張構想と幻の東京オリンピック

藤田 大誠

【要旨】

第三十二回オリンピック競技大会（二〇二〇／東京）のオリンピックスタジアムである新国立競技場は、昭和三十九年（一九六四）に第十八回東京大会で主競技場とされた国立霞ヶ丘競技場の建て替へである。新旧の国立競技場は、第十八、三十二回の両東京五輪でいづれも主競技場とされたが、元来この空間のルーツである明治神宮外苑競技場（大正十三年（一九二四）竣工）自体がオリンピックを念頭に置いて造られた施設であり、昭和十五年に第十二回大会として開催されるはずであった「幻の東京オリンピック」でも一旦は主競技場と位置付けられてゐた。本稿では、昭和初年から「幻の東京オリンピック」までにおける明治神宮外苑拡張構想について再検討を行ひ、明治神宮外苑の空間をオリンピックスタジアムに位置付けたい、といふ近現代日本を貫く一種の「理想像」を求める心性が、すでに外苑造営時に日本の文脈と国際的文脈を結ぶ論理で構築されてゐたことを論じた。

【キーワード】

明治神宮外苑 体育・スポーツ施設 明治神宮外苑体育設備臨時調査会 幻の東京オリンピック 主競技場

一 はじめに

「第三十二回オリンピック競技大会（二〇二〇／東京）」及び「東京二〇二〇パラリンピック競技大会」の開会式・閉会式並びに陸上競技・サッカーは、新国立競技場（オリンピックスタジアム）において開催される予定である¹⁾。

新国立競技場建設は、昭和三十九年（一九六四）に東京で開催された第十八回オリンピック競技大会で主競技場とされた国立霞ヶ丘競技場（昭和三十三年竣工²⁾）の建て替へである。さ

らにいへば、そもそもこの空間に初めて建設された運動施設は、明治神宮外苑競技場（大正十三年（一九二四）竣工、昭和三十一年、国に譲渡）であつた。つまりこの競技場は、国民の熱烈な要請により大正時代に官民共同の国家的プロジェクトとして造営された明治天皇・昭憲皇太后を御祭神とする明治神宮の附属空間「外苑」の一部として建設された施設であつた³⁾。

当初、外苑構想には運動施設の発想は無く、後発の構想が実現に至つたのだが、外苑北西隅に競技場（大正十三年）が竣工すると同時に開催された第一回明治神宮競技大会の後、各競技

団体の陳情を受け、林泉造成を予定してゐた外苑西部には野球場・相撲場（大正十五年）、競技場北隣に水泳場（昭和六年）が増設され、また、外苑青山口付近に児童遊園（大正十四年）、内外苑連絡道路には乗馬道（大正十五年）が設けられるなど、次第に「体育スポーツの殿堂」と化したのである〔図1〕。

新旧の国立競技場は、第十八、三十二回の両東京五輪でいづれも「主競技場」とされたが、そもそもこの空間の起源である明治神宮外苑競技場自体がオリンピック招致を見据えて造られた施設であつた。また、実際問題としても、昭和十五年（一九四〇）に第十二回大会として開催されるはずであつた「幻の東京オリンピック」〔昭和六年より正式に「紀元二千六百年記念」の一環として東京市への第十二回オリンピック招致活動開始、一旦は同十一年七月三十一日に招致が決定したが、翌十二年七月に勃発した支那事変の影響で同十三年七月十五日に返上が閣議決定されたため、開催地はヘルシンキに変更されたが結局不開催となつた）において、昭和十二年二月以降、一旦は「主競技場」の位置は明治神宮外苑競技場（拡張・改造を想定）とされてゐたのである（但し、同十三年四月、外苑競技場案は撤回され、「主競技場」は駒沢ゴルフ場に変更）。

従来「幻の東京オリンピック」の主競技場選定問題の一齣として外苑の拡張構想については言及されてきたが、結局実現しなかつたことから、「日本の天皇制の象徴ともいえるこの施設で、国際的な大イベントを開催するには限界があつた。いわばスポーツをめぐる閉鎖的な天皇制ナショナルリズムと、オリンピックがせめぎあう場として、明治神宮外苑は存在していた」といふ評価もなされてきた。しかし、かかる見方には、「明治



〔図1〕 明治神宮外苑全景 出典：『アサヒスポーツ』第7巻第24号（昭和4年）

神宮外苑」が、明治天皇・昭憲皇太后を御祭神としてお祀りする神社の附属施設といふ日本独特の伝統的公共空間の近代的展開でもあつたといふ一面が顧慮されてゐない。

これまで拙稿^⑧では、大日本体育協会（体協）会長の嘉納治五郎ら各競技関係者による明治神宮奉賛会に対する外苑競技場建設の積極的な陳情活動と、受容側の明治神宮奉賛会理事長阪谷芳郎の外苑構想を具に検討し、夙に嘉納が提起した総合的運動競技大会構想が内務省衛生局により具体化され、日本における「オリムピア祭」かつ明治神宮における「神前の催し」と位置付けられた「神宮競技」として結実したことを明らかにした。

要するに明治神宮外苑競技場や「神宮競技」の構想は、その現実的根拠としては、「オリンピック」といふ政治外交的効果の高いスポーツ・イベントの将来的誘致を視野に入れた国際的文脈に基づき、その開催条件として必要不可欠なスポーツ・インフラとしての「スタジアム」といふ欧米列強の最新施設を導入することを目的とする一方、その際に日本の文脈（伝統的な「公共空間」たる神社境内の「馬場」や「神前スポーツ」的奉納行事）を媒介、接続することによつてその「正統（正当）性」の根拠をも獲得し、舶来の「スタジアム」としての競技場や総合的運動競技大会を自家薬籠中の物としたのである。

また、戦後に改めて同じ空間が二度もオリンピックスタジアムと決した事実も見過ごせない。勿論、それぞれ東京オリンピック招致計画が検討された結果、偶然どちらもこの場に落ち着いたといふ理解が妥当であらうが、恰も〈磁場〉や〈地霊〉によつて齎されたかにも見える〈記憶〉の想起が深く関係してゐるとも捉へられよう。

それ故本稿では、かかる〈記憶〉における古層の内実を探索すべく、昭和初年から「幻の東京オリンピック」までにおける明治神宮外苑拡張構想について再検討を行ひたい。

二 明治神宮外苑競技場の形成

嘉納治五郎は、大正二年（一九一三）頃より当時東京市長の阪谷芳郎（後に明治神宮奉賛会副会長兼理事長）と交流を持ち、同三年九月二十八日には「体育場の件」について相談してゐる^⑨。また、官制による神社奉祀調査会が終了する同三年十一月末までに纏められた「外苑計画考案」には、「外苑ニ設備スヘキモノノ中既ニ識者間ノ議ニ上レルモノ」として、「体育館」や「競馬場、競技場」も挙げられてゐる。実際と同調査会において作成された図案「明治神宮境内及附属外苑之図」^⑩では、具体的に「競技場」や「第一・第二体育館」が配置されてゐる。

一方、嘉納らの陳情を受け入れた阪谷は、大正三年五月四日開催の第二回神社奉祀調査会特別委員会において、特別委員長の立場から競馬・流鏝馬と神社との関係について問ひかけることにより特別委員の荻野伸三郎（東京女子高等師範学校教授）から「其神社ニ奉納セラレタリシタ因縁」があるとの回答を得、神社祭祀で奉納される「競馬」を媒介として、神社境内の延長となる奉納空間としての「馬場」といふ場所性を考慮に入れた「競技場」構想といふ内発的文脈を手に入れてゐる。阪谷の「明治神宮奉賛会日記」冒頭には、「外苑 体育館、植物館、図書館、記念館、公会堂、憲法館、祭礼ノ風俗、ヨリニピック、競馬場、銅石像兩側儀列、六万坪広場、御学問館、陸海軍館、美

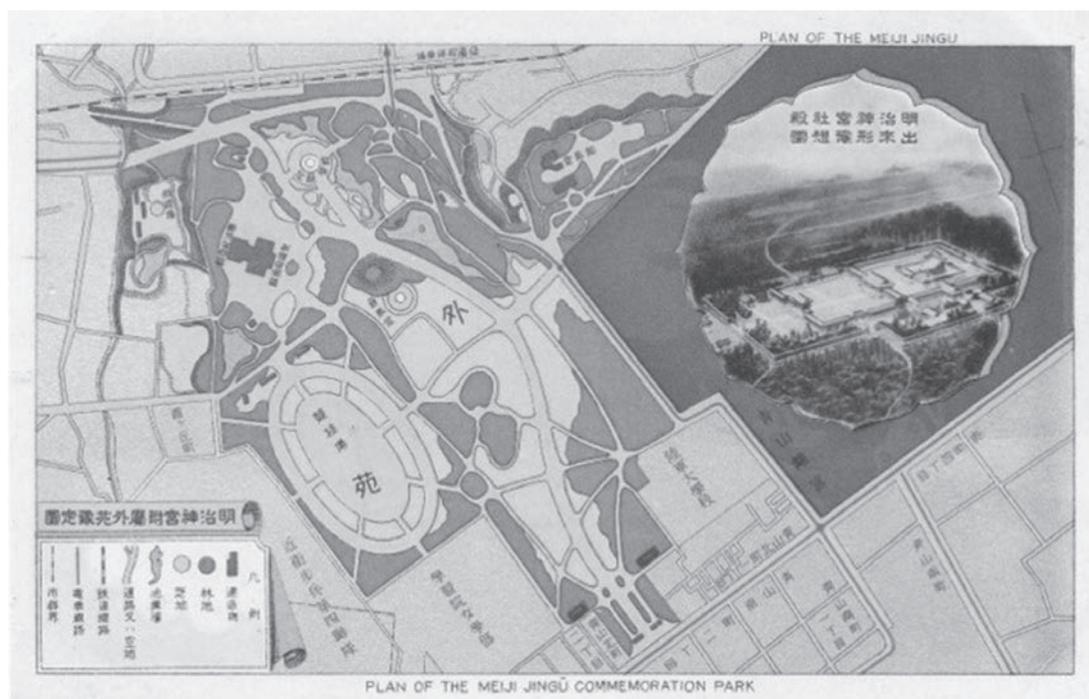
術館」と記されてゐる。また、同五年二月二十日に阪谷が伊東忠太に示した「外苑設計大体案要旨」には、重要建設物の中に「御祭典奉納競馬及競技場（スタジアム）」や「広場附奉納音楽堂及御祭典奉納相撲場」などが挙げられてゐる。¹³⁾

そして同年三月四日、阪谷は「明治神宮の御祭」における奉納行事としての競馬や各種体育競技を膨大な参詣者が観覧するに耐へ得る「大競技場」構想を表明してゐる。見逃せない点は、かつて明治初年から三十四年まで存在した「招魂社」（靖國神社）の「馬場」（例祭時に西洋式奉納競馬が行はれてゐた楕円形トラック、後に同社「外苑」となる）に言及しつつ、その収容能力の不十分さといふ反省から、明治神宮外苑では「馬場」に雛壇を設けることによつて「西洋のスタジアム」といふ趣向にし、「十万人の人が集つて競馬とか体育の競技とかを観る事の出来る広い馬場」を造りたいと宣言してゐることである。つまり、帝都東京における慰霊の「公共空間」靖國神社の空間構成に関する明治期の〈記憶〉が、大正期に造営される明治神宮外苑における「競技場」構想への媒介項となつてゐる。

明治神宮奉賛会が同五年に配布した幻の外苑予定図には、西方に大規模な競技場が配置されてゐる〔図2〕。この図は、嘉納の回顧を踏まへると阪谷芳郎の西洋式競馬場と競技場を兼ねた十万人収容スタジアム構想を反映させたものであらう。¹⁶⁾

同五年十二月七日には、明治神宮奉賛会と体協の双方の関係者が集ひ「一、スタジアムニ関スル件 二、柔道撃剣競技場ニ関スル件 三、水泳場ニ関スル件」が協議されてゐる。¹⁷⁾

嘉納は同六年九月、「坂」（引用者註・阪）谷男が市長時代に、明治神宮神苑に是非模範的大運動場を設置して貰ひたいと希望



〔図2〕 明治神宮附属外苑予定図（大正5年） 出典：筆者所蔵絵葉書

を述べておいたら、程経て外苑内に運動場を造るから設計案を出してくれと云ふ話だったので、早速夫々専門家の意見を聴き、設計図に揃へて設計案を提出した、その案は大き一哩の四分の一の円周を有する楕円形の大運動場で、中央には芝生を植ゑ、トラックは土を堅く均らし、其の外周に観覧台を設けて、少くも三万人、大きくて十万人の観衆を収容する事とする」と回顧し、「東洋——世界有数の運動場と比較しても遜色ない程のもの」ができるはずと述べてゐる。⁽¹⁸⁾ さらに嘉納は、「たゞ野球は場所の広さから行ふことが出来ない、希望としては其の附近に游泳場をも設けて貰ひたいと述べたがこれは土地の都合上離れた場所に設けられる事と思つてゐる、猶又柔道剣道の道場をも設置して貰はうと思つたが、それは後廻しにして貰ひたいと云ふ話なので、設計図すらも考へてゐない」とも言ひ添へてゐる。最大十万人収容の競技場建設を想定する中で、野球場や水泳場も将来の理想案としては念頭にあり、「武徳殿設立」の願書提出などがなされてゐた武道場も設置が待ち望まれてゐた。⁽¹⁹⁾

かくて同六年十月の「外苑計画綱領」までには外苑北西に「陸上競技場」を造ることが正式に決定されたのである。⁽²⁰⁾

競技場建設は物価高騰や関東大震災に阻まれ、遅々として進まなかつたが、明治神宮造営局参与の佐野利器、同局技師の小林政一、天羽馨、角南隆が設計並びに監督に係り、漸く同十三年十月、公称約六万五千人（スタンド観覧席約一万五千人、芝生観覧席約五万人、但し、設計者の小林政一によれば、芝生観覧席は約三万人）を収容する規模で、かつ外苑全体の「風致」との調和を考慮して造られた観覧席を有する競技場が竣成し、同月二十五日には竣工式が行はれた〔図3〕⁽²¹⁾。



〔図3〕 明治神宮外苑競技場全景 出典：筆者所蔵絵葉書

因みに野口源三郎は昭和七年、陸上競技場の観覧席について、楕円形、直線楕円形、U字形、馬蹄形、そして外苑競技場のやうに一定の形を成さない不定形を紹介してゐるが、「明治神宮の競技場が理想的なものであると云ふお考への許に、地方で充分敷地がとれるにも拘らず敢え（引用者註・へ）て神宮競技場の真似をして居る所があるが、是は精神的に明治神宮のと同じであると云ふことを喜ぶのか、又明治神宮に出る選手のために同じ様な所で練習させる意味があるのか知らないが、純粹の理想的競技場と云ふことならば必ずしも不定形である神宮競技場に担（ま）らなくても宜い」と述べてゐる。これを以て明治神宮外苑競技場の全国的な伝播力、影響力の一端が知られよう。²³⁾

財団法人明治神宮奉賛会が一般国民からの献資を募集して計画が進められ、明治神宮造営局において造営された「外苑」は大正十五年十月二十二日、聖徳記念絵画館正面広場にて外苑竣工奉献式が行はれ、明治神宮奉賛会より明治神宮へと奉献された。明治神宮奉賛会首脳（会長の徳川家達、副会長の渋沢栄一・阪谷芳郎・三井八郎右衛門）が明治神宮宮司一戸兵衛に申し入れた一札「外苑将来ノ希望」²⁴⁾には、「今や外苑全部ヲ貴職ニ引継クニ方リ将来御注意ヲ請フヘキ條々」が八箇条挙げられてゐる。特に一条目の「外苑ハ 明治天皇及昭憲皇太后ヲ記念シ明治神宮崇敬ノ信念ヲ深厚ナラシメ自然ニ国体上ノ精神ヲ自覚セシムルノ理想ヲ基礎トシ一定ノ方針ヲ以テ設計造営セラレタルモノナルヲ以テ今後之カ管理及維持修理上ニ於テモ常ニ右理想ヲ失ハサル様篤ト御注意アリ度事」は、阪谷芳郎の明治神宮内外苑に対する眼差しと深く関はる。阪谷は昭和五年十一月一日、明治神宮御鎮座十年記念放送にて、「大体ノ理想ハ国体上無言

ノ教育ヲ一般国民ニ与フルヲ目的トシ同時ニ敬神ノ念ヲ自然ニ養成セシムルニアリマシテ、内外苑相俟テ祭神ノ御聖徳ヲ万世ニ伝フルト共ニ国民ハ常ニ祭神御二柱ノ事ヲ追慕崇拜シ奉リ永久ニ御余徳ニ浴シ、民族ノ繁栄国民ノ隆昌ヲ期セントスルモノ」と述べてゐる。²⁵⁾ 阪谷は大正五年三月四日の演説でも「青山練兵場全体の場所は之を一つの記念碑と看做して、其場所に記念として物を言はせると云ふ事が一つの理想」と述べてゐたが、明治神宮内外苑は、「国体上無言ノ教育」並びに「敬神ノ念ヲ自然ニ養成」するための場所であつたのである。

三 明治神宮外苑拡張構想の展開

大正十五年（一九二六）十月二十一日（明治神宮外苑竣工奉献式前日）、勅令第三二六号「明治神宮外苑管理職員制」が公布され（翌日施行）、「明治神宮外苑管理署」が設置された。²⁶⁾ 職員は、奏任待遇の署長、主事専任一人、技師一人、判任待遇の主事補専任五人、技手四人署長、主事専任一名、技師一名であり、江見清風権宮司が外苑管理所長事務取扱兼務となつた。²⁷⁾ 昭和二年（一九二七）四月二十一日には、内務省訓令第九号により「明治神宮外苑管理評議委員会規則」が制定され、外苑管理に関する重要事項を調査・審議する機関「明治神宮外苑管理評議委員会」が設けられた（明治神宮宮司が会長、評議員二十人以内には関係各庁の高等官、学識経験者が任命された）。

同四年七月、「第十回オリムピック馬術競技参加準備委員会」が「明治神宮外苑付近に馬術競技場を設けるため設計中」と報じられたが、これは実現には結び付かなかつた。²⁸⁾ また、水泳場

は早くから構想され、外苑の北西隅に予定地を残してゐたが、同四年十二月、体協長岸清一と水上競技聯盟会長の末弘巖太郎は、翌五年五月に東京で開催する極東選手権競技大会で使用出来るやうに建設してもらひたいことを阪谷芳郎明治神宮奉賛会理事長と明治神宮外苑管理署に陳情し、同年三月三十一日に「水泳場建設奉獻願ノ件」が提出された²⁰。同年五月に第一期工事が竣工して極東大会に使用することが出来、翌六年五月二十一日に第二期工事が竣工した。さらに大正十五年一月に竣工してゐた外苑野球場は、収容人数三万人であつたが、当時の「野球熱」による観客動員数に対して収容能力が足りなかつたために拡張要求の声が高かつた。昭和四年七月に六大学野球聯盟が拡張工事の実施を明治神宮奉賛会に請うて承認されたが、これは一旦中止となり、同五年九月に同聯盟は改めて「野球場拡張計画ノ要旨」を奉賛会に提示してこれが承認され、十二月十日に着工、翌六年五月九日に竣工した³⁰。

斯様に昭和六年五月までには、水泳場の竣工や野球場の拡張が実現してゐたが、同月末には、外苑管理署と各種運動競技統轄団体との軋轢が露はとなる。同年五月三十日、『読売新聞』には、「神宮外苑は庭球を除く各種運動競技の綜合競技場の実を具へ一大スポーツ天地を展開するに至つたが、然るに外苑管理署は野球を除く各種運動競技の統轄団体と何等の連絡なく庭園の維持に多額の費用を要するを名として競技場については営利的立場を固守し、このため使用料は高価に失して野球以外のスポーツに取つては不便が多いので、陸上競技場を使用する陸上聯盟陸上聯合、蹴球協会、ホッケー協会等の間に競技場管理方法改善の声が真剣に唱へられるに至つた」と報道されてゐ

³¹。競技団体側の主張は、外苑管理を庭園と競技場に分けて後者には各運動競技統轄団体選出の代表者を以て組織した委員会を当て、競技場最低使用料の引き下げのべきといふもので、陳情書を作成すると意気込んでゐたが、その顛末は不明である。

そして昭和六年秋には、明治神宮外苑拡張の機運が生じ、具体的な拡張構想が報じられるやうになる。同年九月十二日には、「既に庭球コート、武道場、馬術競技場等を設置することになり場所其他が決定せぬ為そのまゝ、になつてゐるが、偶々野球課税問題からリーグ側では野球収入の剰余金を神宮各種競技場の設備費に支出する意向を示しこれに対し内務省、神宮体育会、各競技団体、文部省も賛意を表し近く各団体一致して促進既成同盟を組織するに決し」、第六回明治神宮体育大会を控へた同年九月十一日、明治神宮体育会評議会では、その委員に岩原拓、芦田公平、宮木昌常、石本巳四雄（いづれも第六回大会総務委員）を選び、各団体と交渉して内務省その他に促進方を請願することになつたと報道されてゐる³²。この構想では、各種競技場として、武道場、庭球コート、蹴球場、馬術場、体育館（籠球、排球、卓球、体操場、スポーツ医事研究室、各競技団体事務局等を設置）の建設が挙げられてをり、四年間計画の失業救済事業とする見込みで、経費約三百万円の一部は、東京六大学野球リーグなどの寄付金、指定券前売り等の方法を以て各競技団体も負担することとなつてゐる。

この動きは同年十月二十日、内務大臣請議の「明治神宮外苑体育設備臨時調査会」設置が閣議決定されるにまで至る³³。同年九月、「明治神宮外苑運動場期成聯盟」（明治神宮体育会、大日本体育協会、大日本武徳会、講道館、全日本陸上競技聯盟、日

本水上競技聯盟など、各競技合計二十六団体）は、安達謙蔵内相と田中隆三文相に次の「請願書」を提出した。

明治神宮外苑ニハ既ニ陸上競技場、野球場、水泳場、相撲場等の運動設備アリテ之ガ為メ、我国民体育ノ普及發達ヲ促カシ且ツ健全ナル国民精神ノ涵養ニ資シタルコト極メテ大ナルモノアルハ既ニ社会一般ノ認ムルトコロニ有之候然ル処武道並ニ爾余ノ運動競技ノ設備ヲ欠キ是等体育運動ノ施行上遺憾ノ点多々アルノミナラス之ヲ明治神宮外苑ヲ中心トシテ設置シ国民心身修練ノ試練場タラシムルハ洵ニ意義深キコト、存ゼラレ候ノ就テハ右趣意御諒察下サレ明治神宮外苑運動場ノ完成ニ関シ可然御配意賜リ度茲ニ關係団体相寄り謹テ請願仕リ候也（ノは改行、以下同様）

この「明治神宮外苑運動場ノ完成」を期した請願書には、「明治神宮外苑運動場期成聯盟規約」が附されたが、關係官庁に建議・請願などをなすために体育關係諸団体によつて組織され、重要な会務は組織団体の代表者会において決定、実務は小委員会において行ふこととし、当分は文部省構内に事務所を置くことが明記されてゐる。また、「委員及幹事任命予定」も挙げられ、「会長（内務次官ヲ以テ之ニ充ツ）」、「委員（若干名）」として、石田馨（内務省神社局長）、太田嘉太郎（大藏省營繕管財局理事）、秋岡保治（明治神宮権宮司）、牛塚虎太郎（東京府知事）、明治神宮奉賛會關係者一名、体育關係者四名、「幹事」として、飯沼一省（内務書記官）、児玉九一（内務事務官）、内田信保（明治人具外苑管理署長）、体育關係者一名が想定されてゐる。

これを受けた内務省では同年十月十九日、安達内相名で若槻礼次郎首相に対して「明治神宮外苑体育設備臨時調査會設置ノ

件」を提出し、期成聯盟の請願について、「其ノ必要ヲ認ムルモ之カ実現ニ関シテハ敷地ノ選定、建設物ノ種類形式、工事の施工方法、維持經營ノ方途等ノ重要ナル事項ニ付關係官庁及斯道ノ専門家等ニ図リ慎重ナル調査審議ノ上之ヲ決定スルノ要アルヲ以テ別紙規定ノ通内規ニ依ル明治神宮外苑体育設備臨時調査會ヲ設置セントス」として閣議を請うた。これに附された「明治神宮外苑体育設備臨時調査會規程」では、「明治神宮外苑体育設備充實計画ニ関シ必要ナル事項ヲ調査審議スル為」にこの調査會を置くこと、メンバーには、期成聯盟規約と同様、会長には内務次官を充て、委員は關係各庁高等官または学識経験者中より内務大臣が任命して囑託すること、その他庶務を司る幹事・書記を置くことが記されてゐる。この内相請議は、翌二十日の閣議にて「請議ノ通」といふ指令案へと至つてゐる。

同年十一月五日、内務省の石田馨神社局長と児玉九一書記官が大藏省の太田嘉太郎營繕管財局総務部長と折衝した結果、内務省内に「明治神宮外苑体育設備臨時調査會」が設けられた³⁴。それを報じた記事には、会長には次田大三郎次官、委員に石田神社局長、秋岡保治明治神宮権宮司、牛塚虎太郎東京府知事、水上浩躬明治神宮奉賛會理事、大塚惟精前警保局長、体育關係からは岸清一、平沼亮三、安部磯雄の名が挙げられ、同月十二日に第一回委員會が開催されるとある。拡張計画案は二百五十万円の予算で、外苑内児童遊園を他に移してクラブハウスを兼ねた室内競技場としての大体育館（觀衆四千人収容）、陸軍大学校後方の馬場を敷地にして武徳殿（一万人収容の大鉄傘館）、陸軍青山射撃場跡を敷地としてラグビーフィールド（二万二千人収容）とテニスコート（一万人収容）等を設

けるといふもので、「この大計画が実現した暁には聖徳記念絵画館を背景として左右に国技館にも比すべき大鉄傘の武徳殿と大体育館とが並立して偉観を呈する外隔年に行はれる神宮競技はボートレースを除く外の競技は殆ど全部明治神宮外苑で挙行されることになる訳である」と記された。但し、明治神宮奉賛会側は、青山射撃場跡は飛地となるので、野球場側にあり近く移転する近衛歩兵第四聯隊の跡が最も適当と主張してゐる。

かかる外苑拡張構想は、東京市の国際オリンピック招致運動に刺激を受けつつ展開する。招致運動の発端は昭和五年六月、永田秀次郎東京市長によつて手掛けられた³⁵。そして同六年十月二十八日に東京市会は、松永東ほか四名提出の「国際オリンピック競技大会開催に関する建議」案を満場一致で可決し、オリンピック東京招致の希望を公式に表明した。同六年十一月二十九日には、「九年後の皇紀二千六百年には国際オリムピックを東京で開き度い——とのオール・スポーツマンの要望に成る神宮外苑競技場の拡張計画」について報道されてゐる³⁶。しかし、敷地の第一候補であつた外苑接続地（陸軍大学校、近衛第四聯隊、女子学習院、代々木練兵場等）は交渉の甲斐も無く「何れも絶望に終つた」ので、飛地ではあるが「青山射撃場跡を第二外苑としてこ、にラグビー・フィールド、庭球コートの二ツを新設し武徳殿と体育館とは現外苑の中に建築する」方向性が模索されてをり、この案が決定すれば年内に着工して遅くとも翌年秋までには竣功させる意気込みであると報じられた。

この頃、明治神宮外苑管理署技師の田阪美徳は、明治神宮外苑について、「将来ますます盛んに催される可き明治神宮体育大会場として、将又、近き将来に我国に開かる可き万国オリンピ

ック会場としての準備施設として、外苑を中心とする堂々たる綜合運動場建設の熱望は天下の輿論となりつゝある」と述べてゐる³⁷。その上で「現に残されたる問題は昭和三年頃將に建設の運びに至らんとして一頓挫を來せる庭球場を始め、我国古来の武道たる剣道柔道の演武場としての武徳殿、大弓場、或は近來俄かに隆々發展し來りて將來スポーツの王座を占めんとするラグビー球場、バレー、バスケット其の他屋内体操場としての体育館等の建設につき論議せられつ々あり。之が実現の爲めには或は現在の外苑一部の改造、或は外苑隣接地一部の拡張を計画し、或は更に別個の地に外苑の延長飛地を物色せんとする等、内密に各方面に画策は進められつゝあるも、今日これ等の計画の内容を述ぶることは差控へなくてはならぬことを諒として貫ひ度い」といふ。しかし田阪は、「思ふに、これ等の実現は時の問題たるべく近き将来に於て明治神宮外苑がスポーツの殿堂として世界に冠たる日の來るや必せりである。但し其の誇るべきところは、各施設が夫々最新理想的なるものにして神宮外苑の品位を傷けず、且つ何処迄も明快広潤なる外苑の風致を維持し得る限度であらねばならないことである。これ時代の趨勢、時代の要求により、外苑の内容は著るしくスポーツ公園化したりとは云へ斯くてこそ神宮外苑としての意義使命を完ふし得るものである」とも釘を刺してゐる。当時、将来的なオリンピック会場としての「外苑」における「綜合運動場」建設が「天下の輿論」となりつつあつたことが確認出来、外苑管理署技師者の外苑拡張に対する「風致」の許容範囲も示されてゐる。

また、不況で資金難が露はになつてゐた同六年十二月、鳩山一郎文相は、「スポーツ精神は教育の真髓とするならば教育費

を体育費とすることに不思議はない」と述べて文部省の教育費に振り分けられてゐた銀貨鑄造益金を土地買収費に振り替へたといふ方針を打ち出し、内務省側を喜ばせてゐる。⁽³⁸⁾当時、鳩山は、「グラウンドに恵まれる事の薄い東京市民も、こゝに一つ、明治神宮外苑の運動場を持つ事は、せめても幸福であり、また帝都の一面目でもある。これは申す迄もなく、明治大帝の御遺徳を拝し奉つて、神宮奉賛会の建設、奉納するものであるが、この聖地に於て、隔年催される神宮競技会は、スポーツ発祥の殿堂、往古のアテネのオリムピア祭殿にも等しく、国を挙げての国民的行事となりつゝある。全国民の精神と健康に、この大会が持つ使命と貢献とは、年と共に次第にその容量を増大させてゆく」と述べてゐる。⁽³⁹⁾但し、「外苑運動場」は、「神宮大会の如き、全国的大規模のものとなると、現在なほ甚だ設備の狭小なのを痛感する。たとへば、テニス、バレー、バスケット・ボール、ピンポン、柔道、剣道、弓術、馬術などは悉く之をそれ〴〵のグラウンド、及び競技会場に分けねばならぬ」とも主張する。現在の外苑競技場では、陸上競技のみならず他の球技種目などと併用してゐるためにグラウンド・コンディションを傷つけ易いことから、「是非ともこゝに、サッカー、ラグビー、ホッケー専用の大競技場を、今一つ建設するの必要に迫られて居る」のであり、さらに外苑競技場を一般市民にも公開して欲しいとの「望の嘆」を示しつつ、「神宮外苑競技場の完成」を待ち望んでゐる。つまり、「外苑大競技場を完備せしめよ」と主張してゐるのだが、これは前年から高まつてゐた「明治神宮外苑運動場ノ完成」を目指す流れに裨差するものであつた。

しかしこれ以後、事務的・財政的に停滞せざるを得ず、外苑

拡張は全く実行に移されなかつた。同七年十二月二十五日には、内務省は敷地確保のため、各省と土地譲渡の交渉を重ねてきたが、漸く青山射撃場跡にラグビー場、憲法記念館裏苗圃（宮内省用地）に庭球場を建設することの目安がつき、飛地となるラグビー場の敷地と外苑との連絡道路の計画も示され、翌八年四月着工、秋に完成の予定であると報道された。⁽⁴⁰⁾さらに同八年十月六日の報道では、明治神宮奉賛会の第二次造営計画として、来年秋以降、これまで何度も取り上げられて来たラグビー競技場やテニスコートのほか、代々木練兵場の一部に「武徳会館」と「馬場」、そして場所の明記は無いが「体育会館」や「アソシエーション競技場」を造営し、「明治神宮内苑外苑において体育競技場の完備に着手する方針であるが、オリムピックの東京開催問題と紀元二千六百年の接近とは右の計画を促進するだらうといはれてゐる」と記されてゐる。最早、内務省の明治神宮外苑体育設備臨時調査会の取り組みとは切り離された文脈となつてゐるが、遺憾ながら、この計画の帰趨は不明である。

但し、そもそも昭和六年以降の外苑拡張構想は、野球収入剰余金使途問題から浮上した話であつた。同七年三月二十八日には、文部省訓令第四号「野球ノ統制並施行二関スル件」（野球統制令）によつて文部省による学生野球への介入（引き締め）やそれに対する抵抗が生じてをり、従前とはかなり事情が異なつて来たことも影響してゐると推測される。⁽⁴¹⁾

四 東京オリンピック招致運動と主競技場の選定

さて、第十二回オリンピックの「主競技場」計画において、

明治神宮外苑拡張構想は如何に展開したのでらうか。⁽¹³⁾

昭和八年(一九三三)十一月二十一日、東京市会のオリンピック実行委員会は、同年六月のIOCウイーン総会に出席した嘉納治五郎を招き招致問題に関する報告を受けた際、「オリンピック競技場の敷地」の重要性について改めて認識し、東京市都市計画課を中心に主競技場敷地やオリンピック競技場の設計作業に取り組み、同九年八月六日に市オリンピック委員は、体協並びに各競技聯盟関係者とともに「オリンピック総合競技場建設予定地」としての深川七号埋立地を实地検分してゐる。

同十年二月八日、日本は招致レースにおけるローマの立候補辞退といふ譲歩方針を取り付けたが、二月二十一日に牛塚虎太郎東京市長は、東京市都市計画課で作成した「オリンピック総合競技場建設試案」(収容人員十五万人のスタジアムを中心に競技施設を網羅)を発表した。同月二十三日には貴衆両院でオリンピック大会開催補助費の建議案が満場一致で可決し、十二月十八日には、「第十二回オリンピック退会東京招致委員会」(徳川家達会長)が設立され、国民的大運動となるに至つた。

同十一年一月二十日と三十一日に文部省内で開催された招致委員会の第一部(競技場選定)小幹事会においては、オリンピック大会会場に關しての協議がなされた。東京市は、深川埋立地案(月島案)を熱心に主張したが、大勢は明治神宮外苑中心説に傾き、外苑を中心とする地域が適当と認められた。

また、同年二月十九日に開かれた第二回第二部(構築技術)小幹事会には、佐野利器・折下吉延・藤井眞透といふ明治神宮外苑造営において中心的な役割を果たした建築・造園・土木の權威の意見を聴取したが、最終的には「神宮外苑案の実施は技

術的に可能である」といふ結論に至つた。

同年三月十六日の第二回招致委員会で決定された「第十二回オリンピック大会招致計画大綱」のうち、メイン会場で陸上競技・体操・大障碍馬術の開催を想定した陸上競技場については、「現在ノ外苑競技場ノ敷地ヲ拡張シテ観覧者約十二万人ヲ収容シ得ル競技場ヲ建造ス」とされ、競泳・飛込競技・水球を行ふ水上競技場は、「現在ノ外苑水泳場ヲ拡張シ観覧者約三万人ヲ収容シ得ルモノニ改造シ且濾過装置ヲ設ク」とされた。その他、室内競技場(第二競技場)が「外苑相撲場ヲ改造シ天蓋スタンドヲ設ケ観覧者約一万人ヲ収容ス」、野球場が外苑の「現在ノ野球場ヲ使用ス」とされ、「美術競技場」の一つとして日本青年館が充てられた。また、ホッケー・蹴球・ラグビー・自転車競技を行ふ戸外競技場は「青山南町射撃場跡ニ敷地ヲ得テ観覧者五万人ヲ収容シ得ル球技場ヲ建造ス」、庭球競技場は「外苑附近ニ敷地ヲ得テ競技場ヲ建設ス」、剣道・柔道・弓道・薙刀を行ふ演武館は、「憲法記念館傍ニ敷地ヲ得テ競技場ヲ建設ス」とされるなど、全体的に直近の「前史」である昭和六年以来の明治神宮外苑拡張構想の文脈を引き摺るものであつたといへよう。

同年三月二十三日には、来日中のバイエ・ラツールIOC会長が明治神宮外苑その他の施設を实地視察し、「競技場の設備は完全」といふ感想を残してゐる。同年七月、招致委員会は、東京大会招致成功を予期して、大谷武一・宮木昌常・白山源三郎・栗本義彦・岸田日出刀⁽¹⁴⁾・諸井三郎・齊藤一男・松本瀧蔵・李相伯を調査委員に委嘱し、第十一回オリンピックとIOC総会の開催地ベルリンに派遣した。かくして同月三十一日、ベル

リンにて開催されたIOC総会で第十二回オリンピック開催都市は東京市と決した。翌八月一日、市オリンピック関係者一同は、宮城二重橋前にて皇居を遙拝し、次いで明治神宮に参拝して御礼を申し上げるとともに大会成功を祈念してゐる。

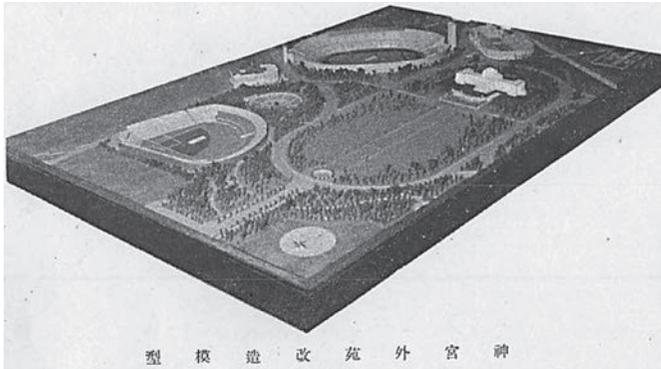
昭和十一年十二月二十四日には、第十二回オリンピック東京大会組織委員会（徳川家達会長）が成立した。ここで「競技場」計画の審議が進められ、「大会競技場候補地」として、①代々木、②品川駅附近埋立地（芝区芝浦）、③駒澤ゴルフ場、④上高井戸、⑤杉並（和田堀）、⑥井荻、⑦砧台、⑧鷺宮、⑨神宮外苑が挙げられた。その上で、これらの場所の適否を調査するため、東京工業大学教授小林政一（明治神宮外苑設計者）と東京帝国大学工学部教授岸田日出刀（文部省伯林オリンピック大会施設調査員）、郷隆（体協オリンピック委員会幹事）、前田賢治（東京市監査局長）、千葉熊治（陸軍省兵務局、陸軍工兵中佐）、田中徳治（文部省官房建築課）が「競技場調査委員」に委嘱された。

調査委員の中間報告は、同十二年一月二十二日の第五回組織委員会で示されたが、競技場の候補地について順位をつけ、①代々木、②千駄ヶ谷、③青山射撃場跡、④駒澤ゴルフ場、⑤品川駅附近埋立地、⑥上高井戸、⑦砧台とした。「神宮外苑」は外されたが、①②③の第三候補地までの空間は、昭和六年秋以来、度々外苑拡張敷地として言及されてきた隣接・周辺空間である。基本的には、新設（もしくは既存施設の改造）によつて主競技場・水泳場・球技場が近接する総合的競技空間を構想してゐたのであるが、第一候補の代々木練兵場は、「競技場トシテハ最適ナルモコノ地ハ陸軍ニ於テ譲渡不可能ナル趣ナリ」と指摘されてゐる。実際、同年二月三日の第七回組織委員会では

審議の結果、第一候補地の代々木は「兵ノ訓練上用地ヲ提供スルコトハ不可能ナル趣ニツキ審議セザルコト、セリ」とされ、第二候補地の千駄ヶ谷も「用地取得ノ可否ヲ調査スル迄審議ヲ保留スルコト、セリ」とされた。

同年二月十日の第八回組織委員会では、「競技場選定小委員会」が設置され、同月十五日の第九回組織委員会において「競技場選定小委員会報告」が提出された。「主競技場ノ位置ハ可成明治神宮外苑附近トスルコト」が明記され、「主競技場」は、「神宮外苑ニアル陸上競技場ヲ改造シ且観覧者約十万人ヲ収容シ得ル如ク主トシテ西方ニ拡張ス之ガ為特ニ民家ヲ買収スルトナシ、但シ入口附近ヲ拡張スル為若干土地買収ノ要アリ」とされた（予備運動場として近衛歩兵第四聯隊兵営内を借り入れる予定）。水泳競技場は、体協が主張する第一案では現在の外苑水泳場の大改造を行つて約二万五千人の収容とし（東京市主張の第二案は芝公園内陸上競技場を水泳競技場に改変し三万人収容）、球技場は陸軍射撃場跡に五万人収容のものを新設するとしてゐる。また、附帯事業として、「神宮外苑ニ献納スル日本武道館」が挙げられてゐる。この案は、同月二十三日の第十回組織委員会にて、陸軍としては近衛歩兵第四聯隊の使用は不可であるが陸軍大学校並びに戸山学校の使用は差し支へない旨の報告があり、他にも指摘はなされたが、とりあへずこの答申書は予算要求の基礎として可決された。

以上の決定はあくまでも便宜的なものであつた。実施可能な原案作成に向けて、事務局競技部内に「競技場委員会」が設置され、児玉九一内務省神祉局長はじめ各方面より意見を聴取したが、神祉局は外苑競技場改造よりも裏参道添ひに主競技場を



〔図4〕 神宮外苑改造模型 出典：永井松三編『報告書』

希望してゐることが判明した。同年四月二十六日には、「競技場委員会」として、主競技場（外苑競技場改造、八万人乃至十万人収容）、水泳場（外苑水泳場改造、五万人収容）、球技場・ホッケー場（芝公園陸上競技場改造）、第二室内競技場（外苑相撲場改造）を決定した。IOCワルシャワ総会に出席する副島道正IOC委員一行が同月二十八日に出發するため、それ間に合はせて案を取り纏めたのである。五月十日の第六回競技場委員会で「オリンピック東京大会会場神宮競技場改造計画」として提出され、追認された。ここにおける主競技場・水泳場・第一室内競技場は、「改造」といふよりは、外苑既設のものを

取り壊した後に規模を大幅に拡張して「新設」するもので、岸田が前川國男と共同で急場凌ぎに設計したものであつた〔図4〕。

なほ、同年三月三十日、貴族院では伯爵二荒芳徳發議の「明治神宮神苑拡張二関スル建議案」が全会一致で決議された⁽⁴⁵⁾。その内容は、「明治天皇ヲ奉祀スル明治神宮神苑ノ現状ヲ觀ルニ未タ不十分ナルモノ多シ之ヲ以テ明治神宮ノ内外苑ヲ拡張整

備シ以テ彌々国民景仰ノ念ヲ深カラシメ且国民体育向上ノ中心ヲラシムルノ緊切ナルヲ認ムノ仍テ政府ハ速ニ之カ具体的方策ヲ樹立シ実施セラレンコトヲ望ム」といふものであつた。

同年五月十二日の第四回常務委員会では、競技部競技場委員会の原案に基づいて内務省の意向を尋ねるため、その書類を提出して久保田事務局長が訪問し、意見を聴取することとした。同月十八日の第十五回組織委員会では、「主競技場」について、現在の明治神宮外苑競技場を「改造拡張」せんとする組織委員会の計画に対し、児玉九一内務省神社局長は、「風致上、管理上又同外苑が国民ノ淨財ニ依リ造苑セラレタル記念物ナル点等ヨリ同競技場の改造案ニハ同意シ難キ旨」の意見を述べた。そして翌十九日の第五回常務委員会では、児玉神社局長より「内務省ノ意向」として、「内苑拡張案」といふ対案が提出された。これは「内外苑接続地千駄ヶ谷三丁目土方邸及三嶋子所有地ヲ含ム二万三千坪」の場所に主競技場を建設するといふもので、「競技場調査委員」の第二候補地たる「千駄ヶ谷」案に近い内容であつた。ただ、内務省と東京市の間で、主競技場構築費予算額の見積りに差が大きく、結局拡張敷地の買収は不可能と判断し、同年六月二十三日、組織委員会会長徳川家達・東京市長代理（助役）大久保留次郎の連名で児玉神社局長宛に「神宮外苑競技場改造願」を提出した。これは、組織委員会並びに内務省が模索した外苑周辺の拡張敷地を得ることが不可能と諦めるとともに、「明治神宮外苑ノ現在競技場ヲ恩借シテ大会競技場トナス外ナキ次第ニ有之候ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ外苑競技場及水泳場ニ対シ大会挙行ニ支障ナキ様変更ヲ加フルコトヲ御許可相成度此段及御願候也」と請願するものであつた。

同年七月七日には、盧溝橋事件が勃発して「北支事変」後に支那事変が始まった。同月十六日、徳川会長宛に回答した児玉神社局長は、「提示ノ條件ヲ遵守スルニ於テハ承認」するとして、「外苑競技場拡張ニ要スヘキ経費ハ明治神宮ニ奉獻スルコト」をはじめ、競技場スタンドは、一旦拡張するとしても大会終了後復旧すること、工事の設計・施行は明治神宮外苑管理署もしくは内務省において行ふこと、「神社境内ニ於テ行フヲ不適当ト認ムル行為並ニ設備ハ之ヲナササルコト」などの細かな改造認可条件を付した。また、同様に八月四日付で児玉神社局長が徳川会長宛に出した「明治神宮外苑競技場経費奉獻方ニ関スル件」では、「神宮外苑ハ極メテ由緒アル場所ニシテ万一工事ノ費用ニ不足ヲ来ス様ノコトアリテハ洵ニ畏キコトニモ有之」ため、財源確保に関する具体的な要求を突き付けてゐる。

基本的に組織委員会側は内務省の申し出に添ひつつ、その緩和折衝に努めてゐたが、支那事変の拡大・長期化によつて財政面は苦境に陥り、競技場問題は何ら進展が無いまま時間を浪費し、時局を静観するしかない状況が続いた。それでも昭和十三年三月開催予定のIOCカイロ総会への対応のため、組織委員会は新たに競技場計画を審議するための「構築委員会」を設置した。ここにおいて、東京市会では収容力十万人以上を要求してゐるにも拘らず、主競技場改造後の収容人員が七万五千人或いは五万数千人にしなければならないことや、やはり財政的にも厳しく予算が確定出来ないなど、大会期日が逼迫する中で明治神宮外苑以外の場所に主競技場を変更する案が有力となり、四月七日には、新たな主競技場の建設地として駒澤ゴルフ場が推薦され、同月二十三日に組織委員会が最終決定するに至つた。

しかし、時局は全く好転せず、遂に昭和十三年七月十五日、政府は第十二回オリンピック大会の返上を閣議決定することとなり、東京オリンピックは「幻」と消えたのである。

五 むすび

競技場選定問題で揺れてゐた昭和十一年、『読売新聞』運動部記者の川本信正は、次のやうに述べてゐる。⁽⁴⁶⁾

最初、東京市は競技場の敷地として月島を主張した。しかし、その後体協がこれに反対して外苑拡張案を唱へ、招致委員会もそれに基いてプランをたてた。オリンピックが、歴史的に祭典的な意義を持つ点からいつても、外苑案は甚だ理想的であり、最近またぞろ東京市方面が主張し出した月島とか芝浦とかは、市議員諸氏の思惑的計画の執拗性を証明する以外に全く問題とならない。

かかる素朴な認識を見ると、明治神宮外苑をオリンピックスタジアムに位置付けたい、といふ近代日本を通して「執拗低音」の如く響いてきた一種の「理想像」は、日本の伝統的な「神前スポーツ」⁽⁴⁷⁾を求める心性の故なのだらうか。実際、明治神宮外苑造営時の阪谷芳郎や嘉納治五郎の感覚と基本的には異ならない。その阪谷は、同十三年十一月五日、来訪した中島正国明治神宮権宮司に対し「神宮創立以来ノ精神方針ニ付語ル（国体無言ノ教育ヲ中心目的トス）」と日記に書き付けてゐる。⁽⁴⁸⁾ 阪谷は昭和五年において、「大体ノ理想ハ国体上無言ノ教育」と述べてゐたが、さうした「理想」は、晩年に至るまで抱き続けてゐた。但し阪谷は、大正初年に日本の文脈と国際的文脈の結節

点として、「十万人の人が集つて競馬とか体育の競技とかを観る事の出来る広い馬場」たる大競技場をダイナミックに構想した一方で、大正十五年の「外苑将来ノ希望」では、「外苑」の風致を単なる公園や博覧会場の空間とは明確に区別し、管理・維持・修理上も常に「理想」を失はないやうにすべきといふ慎重さも併せ持つてゐた。比較すると、「幻の東京オリンピック」時代の明治神宮外苑拡張問題は、阪谷の如き絶妙なバランス感覚を持つ者が登場しないまま、徒に混乱と停滞を齎しただけで終はつたやうに見える。

占領期、国家管理から離れた明治神宮が「外苑」の帰属を訴へるために作成した調書「外苑の性格について」（昭和二十六年三月）は、主に折口信夫（國學院大學教授）から助言を得たことが知られてゐる。⁽⁴⁹⁾「明治神宮のあの広い外苑の広さもわれわれは馬場だと考へる」と述べた折口の明治神宮外苑「近代の「馬場」説は、別段彼の独創ではなく、すでに明治神宮外苑造営時に構築されてゐた論理だつたのである。

註

- (1)公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 <https://tokyo2020.jp/>、平成二十九年十一月四日閲覧。
- (2)「国立競技場50年史」（独立行政法人日本スポーツ振興センター、平成二十四年）を参照。
- (3)山口輝臣「明治神宮の出現」（吉川弘文館、平成十七年）、佐藤一伯「明治聖徳論の研究―明治神宮の神学―」（国書刊行会、平成二十二年）、今泉宜子「明治神宮―「伝統」を創つた大プロジェクト―」（新潮社、平成二十五年）を参照。
- (4)宇野庄治「神宮外苑」（福田勝治「神宮外苑」日本写真工藝社、昭和十七年）。
- (5)外務省外交史料館所蔵「国際「オリムピック」競技大会一件」第一

- (五卷、永井松三編「報告書」第十二回オリンピック東京大会組織委員会、昭和十四年）、「第十二回東京オリンピック東京大会東京市報告書」（東京市役所、昭和十四年）。主な先行研究として、池井優「二九四〇年、東京オリンピック」招致から返上まで」（入江昭・有賀貞編「戦間期の日本外交」東京大学出版会、昭和五十九年、中村哲夫「第12回オリンピック東京大会研究序説（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）」（『三重大学教育学部研究紀要 人文・社会科学』第三十六、四十四、四十四卷、昭和六十年、平成元年、平成五年、橋本一夫「幻の東京オリンピック」（日本放送出版協会、平成六年）、波多野勝「東京オリンピックへの遙かな道―招致活動の軌跡1930―1964―」（草思社、平成十六年）、坂上康博・高岡裕之編著「幻の東京オリンピックとその時代―戦時期のスポーツ・都市・身体―」（青弓社、平成二十一年）、夫馬信一「幻の東京五輪・万博1940」（原書房、平成二十八年）、浜田幸絵「日本におけるメディア・オリンピックの誕生―ロサンゼルス・ベルリン・東京―」（ミネルヴァ書房、平成二十八年）がある。
- (6)山本拓司「幻のオリンピックと外苑拡張計画―明治神宮外苑の文化史―」（『現代スポーツ評論』第十九号、平成二十年）。
- (7)藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編「明治神宮以前―以後―近代神社をめぐる環境形成の構造転換―」（鹿島出版会、平成二十七年）を参照。

- (8)拙稿「明治神宮外苑造営における体育・スポーツ施設構想―「明治神宮体育大会」研究序説―」（『國學院大學人間開発学研究』第四号、平成二十五年）、同「明治神宮競技大会創設と神宮球場建設に関する一考察―内務省衛生局と学生野球界の動向を中心に―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第九号、平成二十七年）、同「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立」（『國學院大學人間開発学研究』第六号、平成二十七年）、同「昭和初年における明治神宮体育大会の歴史的意義―学生参加問題と昭和天皇行幸を軸として―」（『國學院大學人間開発学研究』第八号、平成二十九年）。
- (9)社団法人尚友倶楽部・櫻井良樹編「阪谷芳郎 東京市長日記」（社団法人尚友倶楽部、平成十二年）一七九、二三〇、二六九、三三三頁。
- (10)国立公文書館所蔵「公文雑纂」大正四年・第十一卷「神社奉祀調査会経過要領ノ二」。
- (11)前掲「神社奉祀調査会経過要領ノ二」。
- (12)「神社奉祀調査会特別委員会会議録（第二回）」（明治神宮所蔵「神社奉祀調査会特別委員会々々議録（第一、二回分）」）。
- (13)阪谷芳郎「明治神宮奉養会日記」（『明治神宮叢書』第十七卷・資料編（1）

- 明治神宮社務所、平成十八年) 五九二頁。
- (14) 前掲今泉宜子『明治神宮』二〇六頁。
- (15) 阪谷芳郎「明治神宮奉賛会経過」(大正五年三月四日麻布区役所楼上にて演説)〔前掲『明治神宮叢書』第十七卷〕
- (16) 嘉納治五郎「国際オリンピックを終へて」〔有効乃活動』第七卷第二号、大正十年)。
- (17) 『経過報告』(明治神宮奉賛会通信) 第十三号、大正六年)。
- (18) 『読売新聞』大正六年九月二十二日。
- (19) 前掲阪谷芳郎「明治神宮奉賛会日記」六七五頁。
- (20) 『明治神宮外苑奉獻概要報告』(明治神宮奉賛会、大正十五年) 六九、七〇頁。
- (21) 『明治神宮外苑競技場概要』(明治神宮造営局・財団法人明治神宮奉賛会、大正十三年)、小林政一『明治神宮外苑工事に就て』第一輯(小林政一、昭和四年)。
- (22) 野口源三郎「陸上競技」(文部省編『現代体育の施設と管理』目黒書店、昭和七年) 二六二、二六三頁。
- (23) 『外苑将来の希望』(明治神宮奉賛会通信) 第八十五号、昭和二年、『明治神宮叢書』第十九卷・資料編(3)、明治神宮社務所、平成十八年)。
- (24) 阪谷芳郎「明治神宮御造営ノ由来」(明治神宮奉賛会、昭和五年) 一一、一二頁。
- (25) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第五十編「明治神宮外苑管理職員制ヲ定ム」。
- (26) 『明治神宮外苑七十年誌』(明治神宮外苑、平成十年) 五一頁。
- (27) 前掲『明治神宮外苑七十年誌』五二頁。
- (28) 『読売新聞』昭和四年七月六日。
- (29) 『明治神宮外苑志』(明治神宮奉賛会、昭和十二年) 一七七〜一八九頁。
- (30) 前掲『明治神宮外苑志』一六二〜一七三頁。
- (31) 『読売新聞』昭和六年五月三十日。
- (32) 『読売新聞』昭和六年九月十二日。
- (33) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第五十五編「明治神宮外苑体育設備臨時調査会ヲ設置ス」。以下の記述も同様。
- (34) 『読売新聞』昭和六年十一月六日。
- (35) 草山重長「東京市と国際オリムピック招致運動」〔オリムピック』第十二卷第十二号、昭和九年)、前掲永井松三編『報告書』一、二頁、前掲『第十二回東京オリンピック東京大会東京市報告書』三〜九頁。
- (36) 『読売新聞』昭和六年十一月二十九日。
- (37) 田阪美徳「明治神宮外苑のスポーツ公園化」〔庭園と風景』第十三卷第十一号、昭和六年)。
- (38) 『読売新聞』昭和六年十二月二十一日。
- (39) 鳩山一郎「スポーツを語る」(三省堂、昭和七年) 一一一〜一二四頁。
- (40) 『読売新聞』『東京朝日新聞』昭和七年十二月二十五日。
- (41) 『東京朝日新聞』昭和八年十月六日。
- (42) 山川建「野球統制の話」(太陽印刷、昭和七年) を参照。
- (43) 当時の新聞にも関連記事は多いが、本稿では煩瑣に互るため取り上げない。以後の記述は、註記しない限り、前掲永井松三編『報告書』、前掲『第十二回東京オリンピック東京大会東京市報告書』、青井哲人「紀元二千六百年の空間―万博・オリンピック/神社・宮城―」〔10+1』NO.31、平成十六年)、片木篤「オリンピック・シティ東京 1940・1964」(河出書房新社、平成二十二年)、松隈洋『建築の前夜―前川國男論―』(みすず書房、平成二十八年)に基づく。
- (44) 岸田日出刀「第十一回オリンピック大会と競技場」(丸善、昭和十二年)、同「オリンピック大会と競技場」(同「薨」相模書房、昭和十二年) など。なほ、北村徳太郎「欧米各国の運動競技場視察記」(公園緑地協会、昭和十二年) も参照。
- (45) 『第七十四回帝國議會貴族院議事速記録』第二十八号(昭和十二年三月三十一日)。
- (46) 川本信正「競技場の建設計画」〔セルパン』第六十七号、昭和十一年九月)。
- (47) 今村嘉雄『日本体育史』(不味堂出版、昭和四十五年) 五四一頁。
- (48) 阪谷芳郎「明治神宮奉賛会日記」(前掲『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1))。
- (49) 前掲『明治神宮外苑七十年誌』一〇一頁。
- (50) 折口信夫「新神道の顕現」(昭和二十六年、伊達巽「明治神宮の創建と發展」『神道史研究』第十三卷第五・六号、昭和四十年)。

【附記】本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業(基盤研究(C))「国家神道と国体論に関する学際的研究―宗教とナショナリズムをめぐる「知」の再検討―」(研究課題/領域番号…一五K〇二〇六〇、研究代表者…藤田大誠)による研究成果の一部である。

(ふちたひろまさ) 國學院大學人間開発学部健康体育学科教授